最終更新日：2018年12月25日

株式会社アイネス
代表取締役社長 森 悦郎
問合せ先：財務本部　主計部長 小林 明広
証券コード：9742
http://www.ines.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスは、企業価値の継続的向上を目的に、以下をもって基本方針といたします。

(1) 株主の権利・利益を守り、株主の平等性を保障するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築することにより、会社の健全な経営を維持する。

(2) 会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含む重要事項について、適時適切な情報開示を行うことによって、企業活動の透明性を確保する。

(3) 取締役会・監査役(会) による経営の監視を充実させ、取締役会・監査役(会)の株主に対するアカウンタビリティを確保する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則2－6】　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社は、当社がアセットオーナーとして企業年金の積立金の運用に関与することなく、加入者である従業員が自ら運営管理機関に指図する運用である確定拠出年金制度を導入しております。このため、従業員の適切な資産運用に資するよう、確定拠出年金の運営管理機関によるeラーニング教育等を全従業員に提供しております。

【補充原則4-1③】　最高経営責任者の後継者育成
当社は、最高経営責任者等の後継者について内部登用を図るため、独立社外取締役の意見も反映しながら、経営陣幹部が十分な時間と資源をかけて計画的な育成に努めております。
また、当社の経営状況に鑑み、社外から最高経営責任者等の適任者を最高経営責任者等の後継者として招聘することがあります。
なお、当社は、任意の指名委員会等の設置を検討しており、最高経営責任者等の後継者の計画的な育成についても、取締役会の監督下で当該委員会等が主導することを検討しております。

【補充原則4-2①】　経営陣のインセンティブ
当社は、取締役及び執行役員の個別の報酬については、定時株主総会後の取締役会で代表取締役への一任を全会一致で決議しております。一任を受けた代表取締役は、社外取締役を含め経営陣の報酬について、あらかじめ定めた報酬基準に則るとともに、当期の業績貢献等のほか中長期的な業績との連動等も勘案し、株主総会で決議された範囲内で適切に決定することとしております。
なお、業績連動の報酬割合や株式報酬の活用については、経営陣幹部により実効性等を勘案して検討しております。

【補充原則4-10①】　社外取締役の重要事項への関与
当社は、指名委員会・報酬委員会等の独立した諮問委員会を設けておりませんが、取締役会を必要最小限の員数（6名）で構成し、その取締役会の場で、その3分の1に当たる2名の独立社外取締役から、経営陣の指名・報酬等に関する適切な関与・助言等を得られる体制としております。
なお、客観性と透明性の確保を図るため、社外役員を主要な構成員に含めた任意の諮問委員会の設置も検討しております。

【原則4-11】　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
当社は、取締役会の適正規模、及び、その役員構成として知識・経験・能力等のバランスを重視しております。また、ジェンダーや国際性の面を含む多様性等も考慮して候補者を選定することとしており、現在、女性の取締役は在任しておりませんが、国際面で高度な知見と経験を有する取締役については在任しております。
また、監査役には、適切な経験・能力に加えて、必要な財務・会計・法務等に関する十分な知見を有している者を1名以上選任することとしております。
なお、取締役会は、毎期の自己評価を通じて実効性の分析・評価を行い、機能向上を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】　政策保有株式
当社は、当社の中長期的な企業価値向上に貢献する取引先等との間で、現在または将来にわたる安定的取引関係を維持・強化することを目的として、当該取引先等の株式を政策保有することがあります。
ただし、当該株式の取得価額・株式数は、当社の財務上の健全性と資本効率への影響が軽微となる水準にとどめるものとし、保有の意義が必ずしも十分ではないと判断した場合には、取締役会で審議の上で縮減を図ることとしております。
また、政策保有株式については、毎期、取締役会において、個別に、保有先企業との取引実績または今後の見通し、評価損益や受取配当金などのリターン、及び、保有先の業績などの諸要素を総合的に検証し、保有継続の可否を決定しております。また、この検証結果の概要については開示します。

政策保有株式の議決権については、保有先の健全な経営と中長期的な企業価値の向上に資するものとの考え方に基づき、原則として行使します。ただし、保有先の会社提案に対し無条件の賛成行使は行いません。具体的には、

① 当社との取引関係に重大な支障を来す議案
② 社会的な不祥事等コーポレート･ガバナンス上の重大な懸念事項を有する議案
③ その他保有先の健全な経営と企業価値の向上に重大な悪影響を及ぼすと認められる議案
には、反対として議決権を行使することがあります。

【原則1-7】 関連当事者間の取引
当社は、関連当事者間の取引については、当社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会規程の定めに従い、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会の決議を要することとしており、また、事業年度末には、これに違反するような取引が行われていないことを、監査役会及び会計監査人の監査、さらには法務部門による役員個々への本人確認も含めて十分なチェックも行っております。

【原則2－6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社は、当社がアセットオーナーとして企業年金の積立金の運用に関与することなく、加入者である従業員が自ら運営管理機関に指図する運用である確定拠出年金制度を導入しております。このため、従業員の適切な資産運用に資するよう、確定拠出年金の運営管理機関によるeラーニング教育等を全従業員に提供しております。

【原則3-1】 情報開示の充実
(ⅰ)当社ホームページにおいて、社是、企業理念、経営ビジョンを掲示しております。また、策定した経営計画や事業戦略については、開示する方針としております。
(ⅱ)当社ホームページ及びガバナンス報告書において、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を掲示しております。
(ⅲ)取締役の報酬額には、当該事業年度の会社の業績及び取締役の業績貢献等を勘案して支給する賞与分を含んでおりますが、取締役が使用人を兼務した場合の使用人分の給与･賞与を含まないものとしております。
社外取締役については、業務執行を行うものではないことを踏まえ、業績連動ではなく固定額の報酬としております。
各取締役の報酬については、株主総会で株主から承認を得た報酬枠の範囲内で、上記方針に基づき、社外取締役･社外監査役が出席する取　締役会においてその決定方法等について決議しております。
(ⅳ)取締役･監査役の指名･選任の方針としては、取締役については、取締役会において多様な意見に基づく十分な審議と監督、また迅速かつ　　合理的な意思決定を行うことができること、業務執行を行う取締役は、豊富な業務上の専門知識と経験を有すること、社外取締役は、 出身分野 における豊富な知識と経験を有することとしております。
監査役については、監査を通じ会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外の両方の視点で、監査に必要とな　る豊富な経験と高度な専門性を有することを方針としております。
また、取締役及び監査役の候補者は、現任の取締役または監査役からの推挙に基づき、上記方針に基づく予めの検討を経て、また、監査役　　候補者については監査役会の事前の同意を得た上で、取締役会において審議し決議しております。
(ⅴ)取締役及び監査役の選任時には、個別に選任理由及び経歴等を株主総会招集通知に記載しております。
(ⅳ)(ⅴ)取締役会は、取締役及び監査役(社外役員を含む)について、その任期満了時に引き続き役員候補者としない合理的な理由があると判断したときは、当該役員を候補者とする選任議案を、直近で開催を予定する株主総会に上程しません。また、役員を解任すべき合理的な理由があると判断したときは、直近で開催を予定する株主総会に解任議案を上程し、または、臨時株主総会の招集を決議のうえ解任議案を上程し、その決議をもって解任する方針としております。

【補充原則4-1①】 取締役会の決定事項と委任事項の明確化
当社は、経営の監督機能と業務執行機能とを分離するため、委任型の執行役員制度を採用しており、取締役会では、執行役員に対する業務委任範囲について明確に決定し、取締役執行役員に委任された職務についてはこれを開示しております。なお、執行役員に業務執行を委任した事項であっても、取締役会規程により、法定事項、これに準ずる事項、及び経営上重要な業務に関する事項は、取締役会の専権事項と定めております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社の独立性判断基準は東京証券取引所の独立性基準と同一であり、これをもとに、社外取締役の独立性を判断しております。
また、この独立性を前提条件とした上で、人格･見識に優れ、また出身分野における豊富な経験や実績があり、取締役会における率直･活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定しております。

【補充原則4-11①】 取締役選任方針･手続き開示
当社は、取締役会を構成する取締役については、国際性･性別を問わず、社内外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性の有無等のバランスを考慮して選任する方針であり、法令に則る手続きにより取締役を選任しております。

【補充原則4-11②】 役員兼任状況の開示
取締役または監査役による他の企業･団体等の役員の兼任状況については、事業年度末に取締役会に報告され、そのうち重要なものについては事業報告において、会社役員に関する事項として毎期開示しております。

【補充原則4-11③】 取締役会の実効性の開示
当社は、年1回、アンケート調査により取締役会の実効性について分析･評価した結果の概要を、当社ホームページ等で開示しております。

【補充原則4-14②】 役員のトレーニング方針開示
当社は、顧問弁護士その他外部の専門家を招聘し役員向け社内勉強会を随時に開催し、また、必要に応じ外部セミナーや説明会等への役員の参加を通じて、役員自らが業界動向や法律･経済の動向等について、必要な最新情報や知識の取得とその理解を深める方針としております。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主から対話の要望があった場合は、あらかじめ定めた役員または役職者が合理的な範囲で前向きにこれに対応する方針としております。
当社の株主との建設的な対話促進のための方針は以下のとおりです。
(ⅰ)窓口担当部署を、役員が管轄するIR部門に設置する。
(ⅱ)株主との建設的な対話を補助するため、IR部門を中心とするディスクロージャコミッティの構成メンバを活用し有機的連携を行う。
(ⅲ)個別面談以外では、当社ホームページに専用アドレスを掲示しメールを受け付けるほか、経営トップによる決算の説明会の開催や必要に応じその他ミーティングなどを実施している。
(ⅳ)株主から意見や懸念が寄せられた場合、必要に応じ合理的な範囲で、経営陣幹部や取締役会に対するフィードバックを行うとともに、状況に　よりエスカレーションも行う。
(ⅴ)株主との対話に際しては、その担当者を限定し、インサイダー情報は株主に伝達しないよう努めるとともに、その対話内容の記録も行い管理　する。また、建設的対話の必要から未開示の情報を伝達したときは速やかに当該情報を開示する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱総合研究所	2,490,000	9.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,616,400	5.92
株式会社日立ソリューションズ	1,562,000	5.72
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／JANUS HENDERSON HORIZON FUND	1,295,600	4.74
アイネスグループ社員持株会	1,218,409	4.46
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	992,600	3.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	741,200	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	645,500	2.36
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	613,019	2.24
株式会社三菱UFJ銀行	514,332	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大森　京太	他の会社の出身者								○			
福原　紀彦	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大森　京太	○	・独立役員	・選任理由：大森氏は、金融業およびITサービス行において、長年にわたり企業経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断したため。 ・独立性について：大森氏が取締役として在任する三菱総研ＤＣＳ株式会社と当社との平成29年度の取引規模は、売上高は当社連結売上高の0.1%未満、仕入高は当社連結売上原価の0.2%未満であり、独立性は十分確保されると判断しております。

福原　紀彦	○	・独立役員	・選任理由：福原氏は、弁護士資格を有する法科大学院教授として法令全般に精通しているとともに、大学、団体等の経営に携わった豊富な経験を有しており、その経歴を通じて培われた専門的知見および高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断したため。 ・独立性について：福原氏が在籍する中央大学法科大学院、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本資金決済業協会および共栄火災海上保険株式会社と当社との間には取引および寄付の関係はないため、独立性は十分確保されると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人または監査室と、必要に応じて随時打ち合わせの機会を持つなど情報交換を適宜行い、相互の連携を高めております。なお、監査役は必要に応じて監査役職務を補助するための要員を監査室に対して要請することができます。
監査役は、会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告（年次）及び会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領と協議を行っております。また、会計監査人及び監査室とは、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上をめざしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
打込 愛一郎	他の会社の出身者										△			
吉田　洋	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
打込 愛一郎	○	・独立役員	選任理由：金融機関で培った財務および会計に関する幅広い知見、また企業経営者としての経歴を通じて培った豊富な経験と見識に基づく監査を期待したため、社外監査役に選任しております。 独立性について：打込氏が平成26年6月まで在籍していたリコーリース株式会社および平成27年4月まで取締役として就任していたアウロラ債権回収株式会社と当社との間に取引関係はありません。したがって、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。
吉田　洋	○	・独立役員 ・有限責任監査法人トーマツ　パートナー	選任理由：過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、公認会計士として財務および会計に精通しており、その経歴を通じて培った経験・見識等を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、客観的かつ専門的立場での適切な監査に資するため社外監査役に選任しております。 独立性について： 吉田氏が在籍していたデロイトトーマツコンサルティング合同会社と当社は、平成28年度に一過性の取引がありましたが、その取引規模は仕入高における当社連結売上原価の0.1%未満のみで、かつ現在は取引関係はないため、独立性は十分に確保されるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

かつてはストックオプション制度を導入していたが、権利行使実績が乏しかったため、実施していない。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成29年度の取締役7名に対する報酬等の額は144,970千円 (うち社外取締役2名　12,000千円) であります。この他、取締役4名に対し、その兼務している使用人分の給与・賞与として総額21,936千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成21年6月24日開催の第47回定時株主総会決議により、取締役の報酬額は総額を年額300百万円以内とし、監査役の報酬額の総額を年額72百万円以内と定められています。各取締役の報酬につきましては1 ⑹ ①に記載した総枠の範囲内で、業務執行取締役については業績連動報酬としての賞与を含めた報酬とし、社外取締役については固定報酬とする方針に基づき、その決定方法等について、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会において決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役を補佐する部署については、経営企画部、総務部および監査室が行っております。当該役員の情報収集や各部門からの当該役員への情報伝達に対してサポート体制をとるものとしております。また取締役会の開催に際しては、事前に議題に関する資料を配付し、適宜事前説明等も行うこととしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
該当なし	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

―――

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1．業務執行体制について
業務執行につきましては、適正な権限配分と取締役会・監査役の監視・監督の下で、スピーディかつ的確な業務執行を可能とすべく執行役員制度を設けております。

2．取締役会について
当社の取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成され、毎月1回定例開催しております。取締役会には、社外監査役を含む監査役3名全員が出席し、積極的かつ活発な意見陳述を行っており、監査役の業務監査権限が適正に機能する運営体制となっております。

3．経営会議について
当社は、会社の業務執行に関する重要事項については、個別経営課題の審議の場として、取締役、執行役員、常勤監査役、本部長等により構成される経営会議を毎月1回以上定例開催しております。ここでは、経営計画、組織体制、財務状況、営業状況等の実務的な検討が行われ、迅速な経営の遂行に寄与しております。

4．内部監査及び監査役監査の状況
当社は監査室配下に内部監査部門を設置しております。監査室の人員数は11名であり、社長の直接の指示に従い内部監査業務を遂行しております。
当社の監査役は、社外監査役2名を含む3名で、取締役会、経営会議、その他重要な社内会議に出席し、さらに月1回以上開催される監査役会においては、各部門長から業務を聴取するなど、業務執行を十分に監視できる体制をとっております。社外監査役には、企業法務、財務会計分野の専門家に就任いただき、監査の実効性と専門性を確保しております。

5．会計監査の状況
会計監査人として、新日本有限責任監査法人を選任しております。当社は、監査に必要な書類・データ等を可能な範囲ですべて提供するとともに適正な監査ができる環境を整備しております。また、同監査法人は、監査業務が期末等に偏ることがないよう期中に満遍ない監査を実施しております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員　香山　良
指定有限責任社員　業務執行社員　脇本　恵一
(注)1．継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
2．同監査法人はすでに業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう自主的に措置をとっております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役（会）設置会社を採用しております。当社が事業展開している企業、自治体向けシステム構築や情報処理サービス業界は、技術や市場変化の激しい業界であります。このような環境では、業界や市場、技術などに関して的確な判断のできる経営陣による意思決定が不可欠であります。また、当社の場合は事業領域という面で比較的限定されており、組織構造も複雑化していないため、業界や市場、技術動向等に精通した取締役が、いわば合議制によって経営上の重要な意思決定を行うとともに独立社外取締役が業務執行の監督を行い、これを独立社外監査役を含めた監査役が独立的立場から客観的に監視する監査役設置会社が組織形態として妥当と判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法廷期日より４営業日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成30年３月期の当社第56回定時株主総会は平成30年６月22日に開催いたしました。 当社は、株主総会開催日を集中日に設定する観点ではなく、決算実務、株主提案の検討および建設的対話に十分な時間が確保できるよう、適切な日程の設定に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	平成24年６月開催の第50回定時株主総会より、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、電磁的方法によって議決権を行使することが可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社東京証券取引所による議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英語版の招集通知（要約）を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	株主総会においては、事業報告をスライドとナレーションを用いて分りやすく説明することによ り、事業内容の理解促進に努めております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末と第２四半期の２回開催しております。また、説明に使用した資料や配付資料を公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料、有価証券報告書、株主通信、決算短信、ファクトブック等の資料がダウンロード可能です。また、海外向けには英語版の資料等の情報提供も行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務本部主計部に担当者を配置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	アイネス行動規範に各ステークホルダーとの関係を明示することでその立場を尊重しておりま す。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	総務部を主管部署として全社において「もったいない５Ｒ 活動」を展開するとともに、主要事業所 においては環境マネジメントシステム（ISO14001）の認定を取得し、環境保全活動に取り組んで おります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーを定め情報開示方針を明らかにしております。当社グループの重 要情報を一元的に収集・集約し、その開示の要否を審議する「ディスクロージャー・コミティ」を 設置しております。重要情報は当社各部門およびグループ会社各社に内部情報管理責任者を 置くことで、その管理・収集を図っております。
その他	1．女性の活躍の推進に向けた取組みの状況 (1) 役員への女性の登用に関する現状 ⇒ グループ会社（100%の連結子会社）において女性取締役を選任しております。 (2) 女性管理職の比率 ⇒ 6.56%（平成29年度） (3) 新卒採用における女性の積極採用 ⇒ 従業員の男女比率適正化の観点から、女性を積極的に採用している。 (4) 女性従業員フォローの取り組み ⇒ 男女の区別なく、その適性・能力に応じて、登用している。また、短時間勤務制度の対象の拡大（小学校3年までの子（法定は3歳までの子）を養育する社員が対象）や、社内保育園「アイネスキッズクラブころぽの森」を設置する等、育児支援策の拡充には積極的に取り組んでいる。 2．働き方改革への取り組み (1) 在宅勤務制度の導入 (2) 社内外へのサテライトオフィスの導入 (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」、女性活躍推進法に基づく 「えるぼし（三つ星）」を取得済み (4)「パパ育休」取得の推進 (5) その他社員のやる気、キャリア形成、生産性向上のための各種取り組み

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会決議により定めた「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」（以下、「基本方針」）に基づき、当社の内部統制システム体制等について継続的に整備するとともに毎期実施状況を確認し、必要に応じて基本方針を改定しております。前期におきましては、以下の基本方針に基づき、平成30年3月27日開催の取締役会においてその整備・運用状況等を確認いたしました。

1．当社グループの取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）当社グループの取締役、執行役員および使用人がアイネス行動規範を基本とする各社の行動規範を遵守すること、その職務執行が法令および定款に適合すること、かつ社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
（2）当社の内部監査部門による当社グループ全体の内部監査を継続的に実施し、当社グループの取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
（3）当社の取締役または執行役員を委員長とするコンプライアンスに係る委員会の決定する方針に基づき、当社グループ各社が法令および定款に適合した社内ルールを構築し、コンプライアンスに関わる教育指導を徹底することにより、当社グループの取締役、執行役員および使用人の遵法精神の向上を図る。
（4）当社グループ全体を対象とする内部通報制度を整備し、法令および定款に反する行為を発見した者が内部通報を容易に行える環境の整備改善を図る。
（5）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する体制を整備し、不当な要求があった場合でも毅然としてこれを拒絶する。

2．当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（1）取締役および執行役員は、職務執行上の意思決定に関わる記録および決裁文書を、文書管理規程およびその他社内規程・基準等に従い、適切に保存管理する。
（2）上記の記録および文書について、取締役、執行役員または監査役から要求があった場合は、迅速に閲覧に供するものとする。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社の取締役会および経営会議等の会議体において、取締役、執行役員および使用人から定期的または随時に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループの損失発生の危険を察知したときは、その責任者となる取締役または執行役員を定め、速やかに回避措置または対策を図る。
（2）当社の社長を委員長とする委員会を組織して当社グループの危機管理全般を統括し、規程・マニュアル等の整備、教育指導、内部監査を実施する。また、子会社は、当委員会に参画し、各社で任命する委員による活動等をもって、各社の危機管理の向上を図る。
（3）危機管理上の有事発生の際には、前号の委員会の指揮命令のもと、新たに設置する対策チームが、有事対応にあたる。

4．当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制
（1）当社グループ全体の財務報告の信頼性を確保する内部統制システムの適正かつ適切な運営を図るため、当社の取締役または執行役員を委員長とする委員会を組織し、その維持・改善の継続を推進する。
（2）財務報告の信頼性を確保するため、社内のモニタリングを実施するとともに、その有効性を定期的に評価する。改善が必要な事項が発見された場合、前号の委員会における検討を経て、すみやかにこれの改善を図る。

5．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社グループ全体の中期経営計画を定め、中期的経営目標を明らかにし、年度予算の策定により、当社の執行役員および子会社の取締役の業績目標と評価基準を明確にするとともに、これに基づき業績管理を適切に行うことで、当社グループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保する。
（2）経営に影響を及ぼす重要事項については、適正な意思決定を行うため、経営会議等の会議体における協議を実施する。

6．子会社の取締役等の職務執行に関する事項の報告の体制
（1）当社において年4回以上開催する子会社からの報告会およびその他子会社からの適宜の報告を通じて各子会社の経営状況を把握するとともに、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し必要な管理を行う。
（2）主要な子会社には、当社の取締役、執行役員または使用人を、子会社の取締役または監査役として派遣し、その報告を通じて子会社における業務の適正を確保する。

7．当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
（1）監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
（2）監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。
（3）監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動および評価については、監査役の同意を得て実施する。

8．当社グループの取締役等および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）当社の取締役、執行役員および使用人は、監査役または監査役会に対し、以下の事項について報告する。
a．経営状況に関わる重要な事項
b．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
c．内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
d．コンプライアンス上重要な事項
e．当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
f．その他、監査役会で定める事項
（2）子会社における前号の事項について、子会社の取締役、監査役または使用人から当社グループの内部通報制度その他の報告等により報告を受けた当社の取締役、執行役員または使用人は、監査役または監査役会にこれを報告する。
（3）当社の監査役は、その判断に基づき、当社グループの取締役、執行役員および使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。
（4）前各号の報告を行った者は、当該報告したことを理由に、当社または子会社から不利な取扱いを受けない。

9．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役と会計監査人は、定期的に意見交換の場を設ける。

⑵ 監査役は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。
⑶ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、経理規程に基づく社内手続により適正に実施する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

アイネス行動規範の中で次の通りに定めております。
(1)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力･団体とは、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断します。
(2)これらの勢力･団体の活動を助長するような、利益供与や献金行為等は行いません。
行動規範は小冊子にまとめ、全社員に配布しており、社員は、常時携帯するとともに読み合わせることにより、この基本原則を理解しております。
「内部通報110番」を設置し、社内での不正行為（総会屋、暴力団との癒着、利益供与）を察知した社員が内部的に通報することにより、早期に解決する制度を設けております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点で、買収防衛策は導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後も、社会情勢や当社を取り巻く状況の変化、また、法律の改正状況等を捉え、ＰＤＣＡサイクルを回し、よりよいコーポレート・ガバナンス体制に向けてスパイラルアップを図ってまいります。

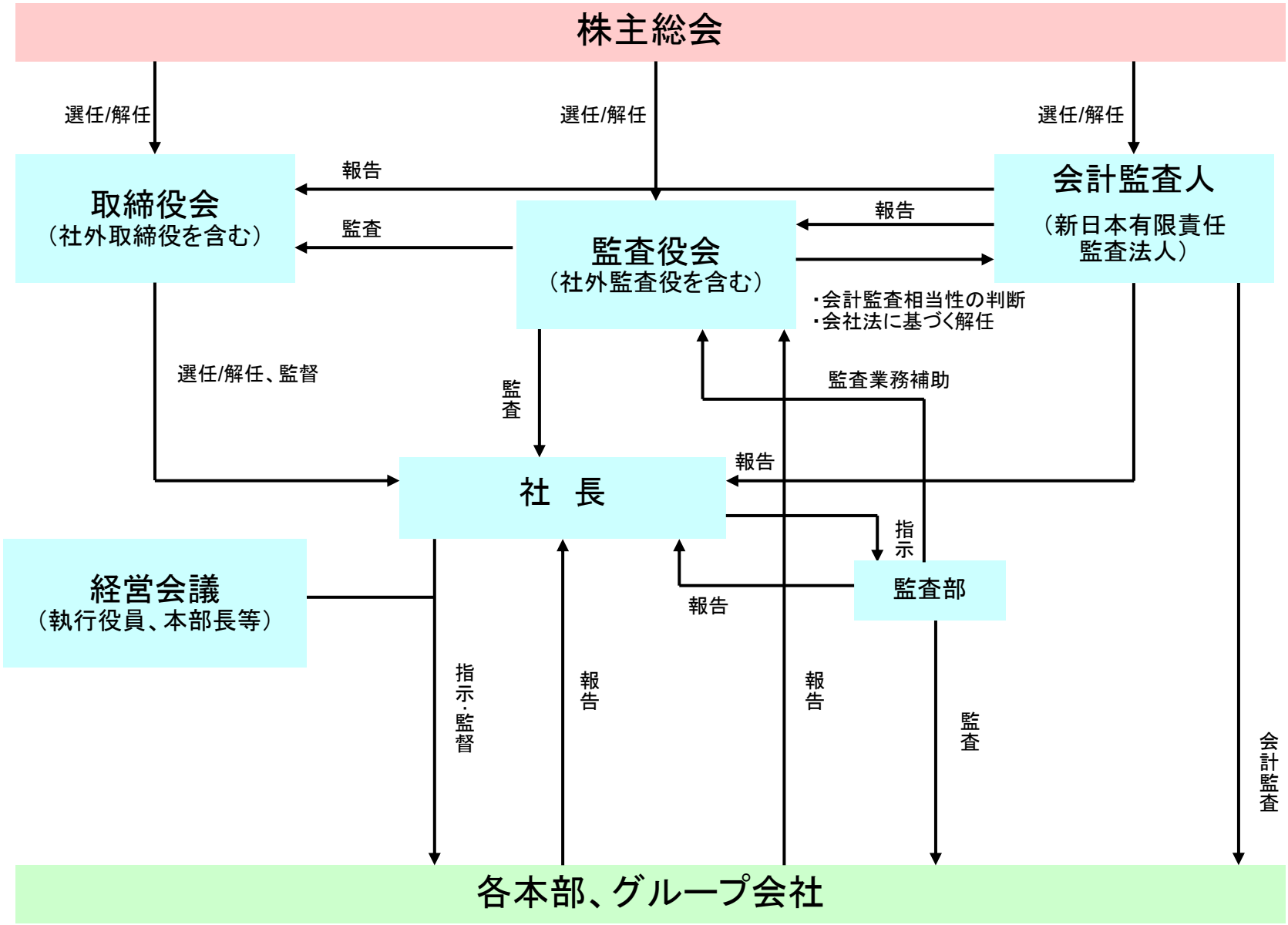
株主総会
選任/解任
選任/解任
選任/解任
取締役会
（社外取締役を含む）
報告
監査
監査役会
（社外監査役を含む）
報告
会計監査人
（新日本有限責任
監査法人）
・会計監査相当性の判断
・会社法に基づく解任
選任/解任、監督
監査
監査業務補助
報告
社　長
指示
経営会議
（執行役員、本部長等）
報告
監査部
指示・監督
報告
報告
監査
会計監査
各本部、グループ会社

【適時開示体制の概要（模式図）】

